

緊急事態措置の内容

○ 特措法に基づく要請内容（5月11日～5月31日まで）

| 対象 | 要請内容 | 根拠 |
|------------------|--|-------------|
| 県民の行動要請 | <ul style="list-style-type: none">・ 都道府県をまたぐ移動、特に感染拡大地域（特定警戒都道府県）への外出は自粛・ 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛 | 第24条 第9項 |
| 遊興・遊技施設 ※休業要請 | <ul style="list-style-type: none">・ 基本的に休業要請を延長・ ただし感染防止対策を講じる場合は対象外 | 第24条 第9項 |
| 集客施設 | <ul style="list-style-type: none">・ 観光施設等の集客施設に人が集中する恐れがある場合の入場者の制限 | 第24条 第9項 |
| 商店街・スーパーマーケット等 | <ul style="list-style-type: none">・ 入場制限、一方通行の誘導、入店・会計時の行列整理、共用部の消毒等 | 第24条 第9項 |
| イベント等 | <ul style="list-style-type: none">・ 全国的かつ大規模イベント等の開催の中止又は延期等の慎重な対応・ 50人以内のイベント等は感染予防対策のうえで実施可 | 第24条 第9項 |

※本県の緊急事態措置は、法律の根拠も含め、変更なし